



かながわ旅割×ワールドプラン

らくらく地元出発 催行人員：20名

中山・センター南発着

日帰りバスツアー

大人 一人様
第一弾：5月25日(水) 割引後金額 7,800円 (12,800円-かながわ旅割 5,000円)
 さらに、かながわ旅割クーポン 2,000円分付!
 【オギノパン工場見学&宮ヶ瀬ダム観光放流とミシュラン 観光2つ星の地「大山」で味わう名物「豆腐会席」の昼食】

行程：センター南(08:00発)⇒中山(08:20発)⇒<東名道・圏央道>⇒オギノパン(パン製造工程見学:約50分)⇒
 宮ヶ瀬ダム(インクラインに乗りし、ダムの下へ。約6分間の観光放流をご覧ください。約60分)⇒大山・旅館 あさだ
 (豆腐会席料理 約60分)・・・こま参道・大山ケーブル・大山 阿夫利神社(こま参道散策含め 約120分)⇒
 <新東名・東名道>⇒
 海老名 S.A.(買い物・休憩 約45分)⇒
 中山(17:10頃)⇒センター南(17:30頃)



※イメージ

大人 一人様
第二弾：5月31日(火) 割引後金額 8,800円 (13,800円-かながわ旅割 5,000円)
 さらに、かながわ旅割クーポン 2,000円分付!
 【宿泊・寄木細工の工作体験、あこがれのザ・プリンス箱根芦ノ湖でbuffetランチとバラ咲く箱根ガラスの森美術館】

行程：センター南(08:40発)⇒中山(09:00発)⇒<東名道・小田原厚木道・箱根新道>⇒**宿泊・金指ウッドクラフト**
 (寄木細工でコースター作り 約90分)⇒
 =ザ・プリンス箱根芦ノ湖(あこがれのホテルでbuffetのランチ
 約90分)⇒箱根ガラスの森美術館(5月下旬より庭園のバラが
 め。クリスタルローズもキラキラと咲いています。約80分)⇒
 =鈴鹿かまぼこの里・鈴なり市場(買い物・休憩 約40分)⇒中山(18:20頃)⇒センター南(18:40頃)



※イメージ

(株)ワールドプランのバス旅は旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドランに準拠し、企画・実施をします。

- ①3密対策＝参加人数通常49名のところ35名、フィジカルディスタンスの確保・体調管理＝出発前の検温(37.5度以上の発熱が認められた場合はご参加頂けません) ②飛沫・接触対策＝ツアー中のマスク着用、定期的な消毒や消毒液等の設置、咳エチケットのご協力依頼。
- ③バス車内＝定期的な換気の実施(外気導入モードにより約5分で車内の空気が入れ替わります)、乗務員の検温、うがい、手洗い励行。

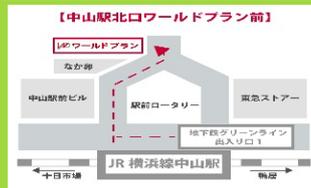
【集合場所・お申込みのご案内】

※全日程添乗員が同行致します。

ワールドプラン
 ☎045-937-3741



※お申込みいただく前に、下記ご案内とご注意を必ずお読みください。



LINE 公式アカウント



国内募集型企画旅行ご旅行条件(要約)

お申込みいただく前に必ずお読み下さい。

ご旅行条件書につきましては、下記条件のほか、コースごとに記載されている条件、ご旅行案内書(パンフレット)、確定書面(最終案内)および当社旅行業約款(募集型企画旅行約款の部)によります。

○旅行のお申込みおよび契約成立の時期

- 1) 当社は電話、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申込みを承ります。
- 2) 旅行代金(日帰り旅行)はご出発の11日前までにお支払い下さい。
- 3) 旅行契約は、当社が契約の締結承諾し、申込金または旅行代金全額を受理したときに成立するものとします。「振込み」の場合はお客様の振込み手続きが完了した時点となります。

○旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・宿泊料金、食代、観光入場料金、添乗員同行コースの必要経費等。上記諸費用は、お客様のご都合により、一部ご利用されても払戻は致しません。

○お客様の責任

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて記載と異なるものと認識したときには、旅行地において速やかに添乗員または旅行サービス提供機関または当社まで申し出なければなりません。

○お客様による契約の解除・払い戻し

旅行契約成立後、お客様のご都合で契約を解除されるときは次金額の取消料を申し受けます。(日帰り旅行の取消料(旅行開始日の前日からさかのぼって))

契約の日	取消料(お一人様)
1) 11日目にあたる日以前の解約	無料
2) 10日目にあたる日以降の解約	旅行代金の20%
3) 7日目にあたる日以降の解約	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解約	旅行代金の40%
5) 当日の解約	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解約または無連絡不参加	旅行代金の100%

○旅行開始前の当社による旅行契約の解除及び払戻し

お客様の人数が最少催行人員に達しなかったときは、旅行開始日の10日前(日帰り旅行)までに旅行の実施を取り止める旨をご連絡し、すでにお支払いしている旅行代金を払い戻して旅行契約を解除します。

○特別補償

当社の責任が生じるか否かに関わらず、当社旅行業約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外來の傷害事故により、その生命、身体または手荷物上に被られた一定の傷害について、予め定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、および携行品損害補償金を支払います。

○旅程保証

当社は別途定める提携内容に重要な変更が生じた場合、旅行代金に「規定の規準」を乗じた変更補償金を旅行終了日から30日以内にお支払いします。

○お客様の個人情報の取扱について

お客様から頂く個人情報の取扱について、旅行および当社の各種サービスのみ利用させていただきます。